

令和6年12月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

矢巾町長 高橋昌造

市町村名 (市町村コード)	矢巾町 (033227)
地域名 (地域内農業集落名)	和味 (和味)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は現状ではゼロだが、転作品目により引き受けができる可能性があるとことから、耕作者が75歳以上で後継者について不明の農業者について、引き続き調査が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中心経営体である集落営農組織や地域内外の認定農業者等の経営者の間で集約を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	130.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	130.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	130.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地区において認定農業者が3名、営農組合が1組合耕作しており、離農農家が出た場合はこれらの中心経営体に集積を進めるように取り組む。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手への経営意向を踏まえ、農業委員と調整し、必要に応じて集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
計画はない
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が図られる防除作業については不動中山間地域協定に委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①侵入防止策で対策を行う
 ②減農薬に努める。
 ③ドローンを活用する。
 ⑤果樹農家が存する。
 ⑦農地の保全に努める。